

2024年10月2日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所3、4号機運転差止訴訟控訴審第12回口頭弁論及び
同3、4号機原子炉設置変更許可取消訴訟（行政訴訟）控訴審第11回口頭弁論が
行われました
— 控訴人本人の尋問を実施—

本日、福岡高等裁判所において、下記のとおり、標記訴訟の口頭弁論が行われました。
今後とも、当社の主張を十分に尽くし、玄海原子力発電所の安全性等についてご理解いただけけるよう、引き続き努力してまいります。

記

1 運転差止訴訟控訴審：第12回口頭弁論

本件は、玄海原子力発電所3、4号機の運転差止請求について、佐賀地方裁判所が棄却した判決（2021年3月12日付）を不服として、2021年3月25日に控訴されたものです。当社は、控訴人が主張するような重大な事故の具体的危険性はなく、原判決は妥当なものである旨主張し、控訴の棄却を求めております。

今回、控訴人本人の尋問が行われました。

2 行政訴訟控訴審：第11回口頭弁論

本件は、玄海原子力発電所3、4号機の原子炉設置変更許可処分（2017年1月18日付）の取消請求について、佐賀地方裁判所が棄却した判決（2021年3月12日付）を不服として、2021年3月25日に控訴されたものです。当社は、原審に引き続き訴訟参加しております。当社は、玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可処分に違法な点はなく、原判決は妥当なものである旨主張し、控訴の棄却を求めております。

以上